

平成24年第1回定例会

森町議会会議録

6月第2回会議

平成24年第1回森町議会定例会6月第2回会議会議録 (第1日目)

平成24年6月26日(火曜日)

開議 午前11時00分

休会 午後 0時03分

場所 森町議会議事堂

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 議長諸般報告
- 3 議案第 1号 平成24年度森町一般会計補正予算(第3号)
- 4 議案第 2号 財産の取得について
- 5 同意第 1号 監査委員の選任について
- 6 同意第 2号 固定資産評価審査委員の選任について

追加日程

- 1 町有地売り払いにかかわる公文書紛失等調査特別委員会の設置動議

○出席議員(16名)

議長16番	野村 洋君	副議長	1番	菊地 康博君
2番	山田 誠君	3番	宮本 秀逸君	
4番	松田 兼宗君	5番	前本 幸政君	
6番	川村 寛君	7番	西村 豊君	
8番	木村 俊広君	9番	堀合 哲哉君	
10番	中村 良実君	11番	小杉 久美子君	
12番	長岡 輝仁君	13番	三浦 浩三君	
14番	東 秀憲君	15番	黒田 勝幸君	

○欠席議員(0名)

○出席説明員

町 長	佐藤 克男君
総務課長	木村 浩二君
総務課参事	佐々木 陽市郎君
砂原支所長	輪 島 忠徳君

選挙管理委員会

書記長兼監査
事務局書記長 小田 桐 克 幸 君

税 務 課 長 木 村 哲 二 君

建 設 課 長 小 井 田 徹 君

○出席事務局職員

事 務 局 長 佐 藤 洋 君

事 務 局 次 長 藤 田 司 志 君

庶 務 係 長 喜 田 和 子 君

○会議に付した事件

- 1 議案第 1号 平成24年度森町一般会計補正予算（第3号）
- 2 議案第 2号 財産の取得について
- 3 議案第 3号 監査委員の選任について
- 4 議案第 4号 固定資産評価審査委員の選任について
- 5 町有地売り払いにかかわる公文書紛失等調査特別委員会の設置動議

開議 午前11時00分

◎開議の宣告

○議長（野村 洋君） ただいまの出席議員数は16名です。定足数に達していますので、議会は成立しております。

平成24年第1回森町議会定例会6月第2回会議は、通年議会のため12月31日まで休会中ですが、森町議会会議条例第4条の規定により、休会中にかかわらず、議事の都合により6月第2回会議を再開します。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（野村 洋君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、5番、前本幸政君、6番、川村寛君を指名します。

◎日程第2 諸般の報告

○議長（野村 洋君） 日程第2、諸般の報告を行います。

地方自治法第121条の規定により、議長より説明のため会議に出席を求めた者及び本会に出席の議会職員は、お手元に配付のとおりであります。

次に、審議日数ですが、本日1日を予定しておりますので、議事運営にご協力をお願い申し上げます。

これで諸般の報告を終わります。

◎日程第3 議案第1号

○議長（野村 洋君） 日程第3、議案第1号 平成24年度森町一般会計補正予算についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長（木村浩二君） それでは、議案第1号についてご説明申し上げます。

本案は、平成24年度森町一般会計補正予算の第3回目となるものでございます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ40万円を追加し、歳入歳出それぞれ89億4,352万7,000円にしようとするものでございます。

事項別明細書によりご説明申し上げます。まず、6ページ、7ページをお開きいただきたいと思っております。歳出でございます。款8土木費、項4港湾費、目1港湾管理費、節13委託料の40万円は、森港地盤調査に係る経費で、港の構造の一部である矢板部分の腐食度合いを調査し、今後の対応を検討するものでございます。

ちょっと戻りまして、4ページ、5ページの歳入になりますが、歳出の財源を繰越金に

求めたものでございます。

資料ナンバー1を提出しておりますので、ご参照いただきたいと思います。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（野村 洋君） これから議案第1号に対する質疑を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第1号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第3、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第2号

○議長（野村 洋君） 日程第4、議案第2号 財産の取得についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課参事（佐々木陽市郎君） それでは、議案第2号についてご説明いたします。

財産の取得についてでございます。

地方自治法第96条第1項第8号及び森町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、次のとおり財産を取得することについて議会の議決を求めようとするものでございます。

1つとして、取得財産及び数量、住記系オンラインシステム機器一式でございます。取得の方法、随意契約です。取得の金額、1,672万8,402円。取得の相手方、札幌市中央区北4条西6丁目、北海道自治会館内、北海道市町村備荒資金組合長、寺島光一郎でございます。

概要についてご説明いたします。本件は、平成17年度合併時に両町の住記系電算システムを統合した際に整備した機器の更新整備を行おうとするものでございます。年数経過により既にメーカー保守部品の提供が終了している機器があり、万全なサポートが受けられない状況となってきております。住記系オンラインシステムは、住民票や印鑑証明の発行業務や税務、課税、収納業務、国保、介護などの保険業務など、本町の行政サービスの根幹を支える最も重要なシステムであり、その停止や遅滞は許されるものではございません。今次更新に当たっては、北海道市町村備荒資金組合の防災資機材譲渡事業を活用し、整備しようとするものでありまして、納入業者より一たん備荒資金組合が機器等を購入し、当事業の利用希望市町村へ譲渡し、利用市町村は最長5カ年で備荒資金組合へ償還するとい

った仕組みでございます。なお、これにかかわる納入業者は株式会社エスイーシーでございます。本事業の優位性としては、利率が0.3%と極めて低利であり、リース契約等による取得更新の手法と比較すると総額で約200万円程度の低減が図れるものと試算してございます。今般当該物品の取得価格が700万円以上となることから、議会の議決を得ようとするものでございます。

なお、本件に係る債務負担行為の議決は、本年第1回森町議会定例会3月会議で承認をいただいているところでございます。

説明資料として、機器の資料、台数や価格などについては資料の2を、追加資料として備荒資金組合の防災資機材譲渡事業について資料2の1を提出しておりますので、ご参照願います。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（野村 洋君） これから議案第2号に対する質疑を行います。ございませんか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第2号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第4、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第5 同意第1号

○議長（野村 洋君） 日程第5、同意第1号 監査委員の選任についてを議題とします。

本件について提出者の説明を求めます。

○町長（佐藤克男君） 同意第1号についてご説明申し上げます。

これまで委員を務めていただいております松山高治氏は、本年6月22日をもって任期満了となりましたので、その後任委員を任命するに当たり、地方自治法第196条第1項の規定に基づき議会の同意を求めるものであります。

後任人事につきましては、池田勝元氏を選任したいと思います。同氏は、当町の財務管理、事業の経営管理、行政運営等に関しすぐれた識見を有しており、監査委員として適任であると思われまます。同氏の経歴等につきましては、資料ナンバー3を提出しておりますので、ご参照の上、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（野村 洋君） これから同意第1号に対する質疑を行います。

○5番（前本幸政君） 確認という意味でちょっと質問させていただきたいと思ひます。

実は、5月会議のときに同僚議員の緊急質問の中で町長が前増田副町長のことについてご答弁された部分なのですが、町長は任命したときに増田氏を選任した責任もあると、しかしながら議会も承認した責任もあるだろうというようなお話もされたので、今もそういうような形の考え方があってこういう同意というか、選任をされるということでしょうか、まずは。

○町長（佐藤克男君） もちろん同じことだと思います。承認するというのは、そういうことにつながることで、私はそのように認識しております。ですから、今回の池田氏を選任するに当たりましては、4名の方をお願いしまして、4名の方に断られております。そして、もうほかに打つ手がないということで私が池田氏に直接お会いして、そしてお願いして、固辞したものに対してまたさらなるお願いして了解をさせていただいたものでございます。その4名の方は、役場のOBであったり、また公務員の経験者の方でございました。その方たちは、理由は申し上げませんが、1つには決算に対する不認定ということに対して、この不認定ということは決算に対して認定しないということでございます。それは、監査した方に対して、監査委員に対してこれを否認することにつながるわけでございます。ですから、松山前監査委員についてもその辺のところは重大な意識を持っておられたと思います。また、お願いされた方は役場の経験者であり、また決算の不認定ということになると自分の責任にもつながるといようなことで私はこの依頼を受けられなかったものと、そのように思います。池田氏については、その辺のところをご説明しながら了解をいただいたものでございます。そういう意味において、私はぜひ議会のこの案について同意を求めるものでございます。それに対して議会の方が承認していただければ、私は非常に幸いだと思っております。また、先ほどの増田氏の件について議員の方が思っているのだということについて、確かに選任した私に責任あるけれども、承認したということについても私はそれなりの、私が選任したという責任に比べれば10分の1、2分の1の責任かもしれません。しかし、私はそれなりのことはあるのだろうと、そういうふうに思っております。ですから、議員の皆さんのご賛同をいただくということは非常に重いことだと、私はそのように認識しております。

以上でございます。

○5番（前本幸政君） 今回選任の方の部分について、私はコメントをしていただきたいという話ではなかったのですが、実はできれば町長が選任するという形は、私は思うのですが、信頼と信用関係があったからこそやっぱりそこで同意を求められると思うのです。そういう議会が例えば責任だとかという話になれば、なかなか選任の部分で今度また厳しくなるのかなという部分があるので、私はそういうようなお話をされないほうがいいのかと、スムーズに選任されたほうがいいのかというふうに思います。我々責任は全くないということは申しておりません。ただ、最初からそういうような考え方でいくと、やっぱり慎重に選任をせざるを得ないのかなと思うので、やっぱり信頼関係の中で同意を求めたほうがいいのかと思いますので、よろしくお願いをしたいと思っております。

以上です。

○町長（佐藤克男君） 前本議員のおっしゃるとおりだと私も思います。ですから、ぜひ信頼関係のもとでこの件についても同意を求めたいと思います。前回の副町長の件については、売り言葉に買い言葉的なことがありましたけれども、これは町長の選任のほうがあるかに大きいと、そのように認識しておるものでございます。よろしく願いいたします。

○4番（松田兼宗君） 幾つかの質問したいのですが、今日出された資料見ますと、選任されている方の履歴というか、経歴を見ますと、建設関係だけしか経験していないのです。その中で、まずこの人を選んだ理由というのはどうなのかなと思っています。というのは、本来であれば、森町の過去の歴史というか、監査委員を経験していた人たちというのはほぼ会計とか、そういうふうに分かる方が、資格を持った方がやられていたことからすれば、大丈夫なのかなというふうにまず疑問を抱かざるを得ないと。

それと、さらにOB職員に対しての採用ということになるのですが、地方公務員34条の守秘義務の問題があろうかと思えますけれども、それは退職してからも当然適用されている問題があります。そこからすると、実際身内を監査する話になってしまうわけです、OBですから。そこからすると、信頼の問題、あるいは透明、公平性の問題が出てくるのかなというふうに思っています。その辺をどう考えているのか。

さらに、2006年の総務省の指針があります。これご存じだと、総務課長が知っているかとは思いますが、監査委員に関しては外部監査委員を選任するようにと、強制ではないのだけれども、外部監査委員を選任すべきだということが指針を出されています。さらに、それはどうしてそういうことになったかということ、2006年の夕張市の財政破綻が原因なわけです。夕張市においては、OBが監査委員を務めていたという経緯から、どうしても身内に甘かったのではないかというのが言われております。そこからこういう形でOBに関しては外すようにと。実際問題として、全国平均的にいうと4分の1ないしは北海道はどのくらいあるかちょっとわからないですけども、OBの監査委員というのを選任しているのですけれども、その辺も含めてどう考えているのかをお聞きしたいと思います。

○議長（野村 洋君） 暫時休憩します。

休憩 午前11時16分

再開 午前11時17分

○議長（野村 洋君） 休憩を解いて会議を再開いたします。

○町長（佐藤克男君） 最初に、松田議員の建設部門しか経験していないが、大丈夫かというご質問でございました。これについては、私も心配でございましたので、今監査担当している職員に聞きましたら、監査としてチェックしなければいけない項目が多々あると、それについてレクチャーをすれば大丈夫ですと、またOBで長いこと役場におりますから財政のことについては全く知らないというわけではなくて経験していると、ですからこれ

については大丈夫ですという話でございました。

また、OBの守秘義務、OBだからということでの守秘義務については、逆にこのたびのOBの方についてはOBの守秘義務等についてもしっかり認識しておりますので、私は問題ないと、そのように認識しております。

○総務課長（木村浩二君） OBの選任に係る規制についてでございますが、こういう規制がかかったことの原因については松田議員おっしゃるとおりで制限された経緯がございます。ただ、この制限がかかる場合には、監査委員の識見委員、これが2人以上いる市町村に対してこの制限がかかるということになってございますので、うちの場合は自治法で識見1人、議会選出1人ということで自治法上の人数を設置しておりますので、この規制はかからないということになってございますので、OBでも問題ないということで今回提案させていただきました。

以上でございます。

○4番（松田兼宗君） 守秘義務の問題なのですが、守秘義務に関しては本人が監査で知り得たことの守秘義務の話をしているのではないです。例えば住民監査請求が出された場合、OBなのでから2年ほどしかたっていないです、退職して。とすれば、自分がかかわっている部分で知り得た守秘義務の問題を言っているのです。その部分が監査請求されたら、どうするのですかという問題なのです。その部分とちょっと違う答えをしているので、そのことが疑問なところなものですから、だから身内に対する監査はできないのではないですかということを言っているのです。

それと、もう一点、今総務課長がおっしゃった総務省の指針の問題なのですが、29回目の地方制度調査会においてもその辺の監査の問題とか議論されているわけです。今後この問題というのはますます厳密化されてくるだろう、せざるを得ない状況になってくるのだと思います。外部監査の問題も含めて、今後そういう展開になっていくわけです。4年の任期ですよ。当然それを見越した場合に、その4年の中でその部分は変わる可能性が出てくる、そういった場合に、ではどうするのですかという問題が出てくるのです。経過措置みたいなことで、それでOBでも構わないという話にもなるかもしれないです。その辺どうお考えなのかという問題と、もう一つは森町の場合は外部監査というのは、外部からほとんど監査委員というのは選任してきた経緯からすると、それをあえてここにOBの職員を入れるということに対して甚だ疑問を持たざるを得ない。何度も言いますが、監査に対してどれだけ町民が信頼を持てるかが一番問われるのだと思うのです、監査委員を選任する場合に。再度その辺をどう考えているのかも含めて質問したいと思います。

○町長（佐藤克男君） OBがOBである以上、役場に勤めていたわけですから、いろいろなことについて知っておられると思います。また、だからといって監査委員になったからといって前の身内だからといって、これをかばわなければいけないとか、かばうというようなことは、逆に監査委員になった以上そういうことは絶対できない、私はそのように認

識しています。そういう覚悟がなければ監査委員は引き受けない、私はそのように思っておりますし、またこれはそういう認識を持ってもらわなければいけないと私のほうから言うべきなのか、または役場の監査する立場の人間からしっかりとそれは申し述べなければいけないと、そのように思っております。

また、民間から監査をしていただくことについては、松田議員がおっしゃるとおり、私も賛成でございます。しかし、先ほどお話ししましたように、4人の方に断られているという現実もあるわけでございます。そういう中で5人目で、これは私が出ていって何とかお願いするという形になったということも踏まえて、その辺のところはご了解をしていただかなければいけないというふうに思っております。

以上です。

○監査事務局書記長（小田桐克幸君） 私のほうからは、住民監査請求関係のご質問がございましたので、お答えをしたいと思います。

地方自治法の199条の2に規定がございまして、その後段に自己もしくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については監査をすることができないという規定がございまして、これに従いまして、このケースに該当する場合につきましては除斥となります。したがって、除斥されない残り1人の監査委員をもって事務を遂行するということとなります。

以上でございます。

○総務課長（木村浩二君） OBの規制についてでございますが、OBに関して法律できちんと規制されてOBはだめだよということになれば、それはそれで法律に従わざるを得ないというふうに思っております。ただ、今まだ法律がいつ定まるかもわからない時点で、そこまで考慮して選任ということまでは考えてございませんでした。そういうことになった時点で、議員おっしゃるとおり、経過措置があるのかどうかまだわかりませんので、その時点で対応してまいりたいというふうに考えてございます。

○4番（松田兼宗君） 先ほど町長が5人目だということで、最初の説明のときに全員がOBだったのですか。何かそういう……

（「公務員」の声あり）

○4番（松田兼宗君） だから、公務員というのは、役場職員以外も含めての公務員ということで理解、そうですか、わかりました。いいです。

○15番（黒田勝幸君） ほとんど関連すると思うのですけれども、これまでは皆さん専門的な知識のある人がなっております。2人いるけれども、1人は議会選出ということなので、そういうような見地から今まではそういうことになっておりました。町長、町長になったとき町の財政を専門家に見てもらったら、財政の悪いことは一目でわかった、専門家はすぐわかるのだよと、こう言いました。もっともな話だと思うのです。見るところが違うから、着目するところが違うからわかると思うのです。森町の今年度の予算を見ると、総額164億円です。ということは、特別会計、企業会計って特殊な会計がございまして、これ

は、悪いけれども、素人ならなかなか大変なことなのです。今総務課長が見る要点5項目だか何項目だかあるから、そこを重点的に見れば大丈夫だよと発言もありましたけれども、なかなかこれ経験のある人でなかったら大変かなと、このように思っております。

それと、さっき同僚議員が言っていましたけれども、5月の私の緊急質問に対して町長が私は推薦したけれども、議会が承認した、もっともな話だ、そういうこともありますので、我々もやっぱりきちとした中での対応していかないとだめなのかなと、こういうふうに思っています。個人的に今この名前の挙がった人は、本当に立派な方で、それなりの能力持っていることは認めますけれども、事この監査の仕事、この内容についていかなのかなと心配している部分がございますので、町長初め担当の方が大丈夫だよと、守秘義務も大丈夫ですよということを言っているのだけれども、一抹の不安あるのだけれども、再度その辺いかがですか。

○町長（佐藤克男君） 私当初就任したときにこれは民間、外部の方の監査を全部してもらおう、そして役場からも数字を出してもらおうということで出してもらいました。おおよそ出た数字はほぼ同じでございました。ですから、私は、役場の出している数字については全く問題ないというふうに思っております。その中において、私もご存じのようにコンサルタントということで会社の経理帳簿、そういうものも監査しながらいろんなことを見ておるわけでございます。何点か見るチェックポイントがあります。そのチェックポイントを全部が全部、これはできないものでございます。ですけれども、何点かチェックすることによってその経理が正確か正確でないかということについて、これはわかるものでございます。もちろん監査法人という立派な公認会計士の方が監査しても、このたびでも大手企業が100億円からの簿外のお金が出てきたりとかいうことがあるわけでございますけれども、でも基本的にチェックポイントを見ていれば、役場のこの中では私は大きな見落としというのはないかと思えます。ただし、意図的に何か悪いことした場合、これは監査法人の方にすべての責任を負わせるということにはならないかと思えます。その辺のところを認識しながら我々はお願ひし、また議会の承認を得なければいけないと思えます。すべて監査したから大丈夫だと、何かあったとき、おまえ監査不十分だなんていうようなことで、不可抗力のところありますので、ですからその辺のところについてはやはり見ていただかなければいけないだろうということで、このチェックポイントさえしっかりつかんで見ていただければ、そうすると問題なくこれは監査できるものと、私はそのように認識しております。

以上です。

○15番（黒田勝幸君） 先ほど公務員とか役場のOBとか4人ぐらいか、打診したけれども、それぞれの事情でうまくなくて、今の方にお願ひしたという経緯わかります。それで、このお願ひした人、ほとんど町内の人だと思うのだけれども、森町内以外の人というのも考えてもいいと思うのです、専門的な見地から考えて。だから、何も森に固定することないのかなと。それよりもきちっと、この人だめだということでないです。もっともっと専

門的な知識のある、そういう人を考えてもいいのでないかと、何も森だけに限定すること
ないのでないかなと私は思ったのだけれども、そういう考えはなかったのですか。

○町長（佐藤克男君） それも一部私の心の中では思いました。しかし、やはり森町のこ
とは森町の中で処理するべきことだと。これも森町のたくさんいる中でできないというの
も恥ずかしいことです。ですから、私はそういう意味で森町の町民の中から選びたいと、
そのように認識した次第でございます。

○議長（野村 洋君） ほかにございますか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

○4番（松田兼宗君） それでは、討論ということですので、今回の同意第1号に
ついて同意できないという立場で討論したいと思います。

先ほど質問しましたように、今回の出された方の経歴からまず問題があるだろうと。経
験上からいうと、経理関係、会計関係を全く経験していないところがまず不安があるとい
う問題と役場のOBであるということからすれば、身内の審査をするということ、監査を
するという点に関しては町民からの信頼が持たれづらいただろうと、そして公平性や透明
性の観点からしても甚だ問題があるだろうというふうに思います。さらに、歴史的に森町
の監査委員というのは、外部の人間が、会計の専門の資格を持った人たちがやってくれて
いました。そこからの歴史をこの時点で変えるということは、ちょっと問題があるだろう
と。先ほども言いましたように、総務省の指針の問題にしても、それはなぜかという夕
張の財政破綻からきているのです。そこからすると、外部の監査をしっかりと入れた中で町
の監査をしていかなければ、町民に信頼される監査ができないと、私はそう思いますので、
今回の監査委員の選任についての同意に対しては反対としたいというふうに思いますので、
皆さん方の私に対する賛同をしていただきたいということでお願いしまして、討論としま
いと思います。

○議長（野村 洋君） 次に、賛成討論の発言を許します。ございませんか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） これで討論を終わります。

これから同意第1号 監査委員の選任についてを採決します。

この採決は、無記名投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

（議場閉鎖）

○議長（野村 洋君） ただいまの出席議員数は16名です。議長を除く出席議員数は15名
です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条2項の規定によって、立会人に3番、宮本秀逸君及び5番、前本幸政君

を指名します。

投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。本件に賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載願います。

なお、森町議会会議規則第84条の規定により、白票は否とすることにします。

(何事か言う者あり)

○議長(野村 洋君) 要は反対ということです。否ということです。白票であれば、反対ということのみなします。

(投票用紙配付)

○議長(野村 洋君) 投票用紙行っていますでしょうか。配付漏れございませんか。

(「なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 配付漏れなしと認めます。

(投票箱点検)

○議長(野村 洋君) 投票箱の点検はもう終わっているのですか。

(「はい」の声あり)

○議長(野村 洋君) 投票箱を点検して異状なしと認めます。

もう一回あけてください。

(投票箱点検)

○議長(野村 洋君) よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○議長(野村 洋君) 異状なしと認めます。

(何事か言う者あり)

○議長(野村 洋君) 静粛にお願いします。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

(投票)

○議長(野村 洋君) 投票漏れございませんか。

(「なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

それでは、これから開票を行います。

宮本秀逸君及び前本幸政君、開票の立ち会いをお願いいたします。

(開票)

○議長(野村 洋君) 投票の結果を報告します。

投票総数15票、有効投票数15票、無効投票数ゼロ票です。

有効投票のうち、賛成9票、反対6票。

以上のとおり賛成が多数です。

したがって、日程第5、同意第1号については同意することに決定いたしました。
議場の出入り口を開きます。

(議場開鎖)

○議長(野村 洋君) 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時44分
(監査委員 池田勝元君 入場)
再開 午前11時45分

○議長(野村 洋君) 休憩を解いて会議を再開いたします。

ただいま池田勝元監査委員の選任について議会の同意があり、就任されます池田勝元監査委員よりごあいさつがございます。

○監査委員(池田勝元君) このたび森町長よりご推薦をいただき、また森町議会議員の皆様方のご同意を賜り、監査委員としての大役を担うことになりました池田勝元でございます。今ここに立って、これはすごく重い責任だなというふうに痛感しております。また、身の引き締まる思いでもあります。

さて、ここにご列席の皆様方は、この森町を心から愛し、この森町の発展を願い、日夜奮闘している皆様方であります。この皆様方の深いご理解と多大なるご協力を賜り、法で定められている義務的監査から法が期待している積極的監査へと発展させる次第でございます。これについては、鋭意努力する所存でございます。

最後になりますが、今後も皆様のさらなるご協力とご鞭撻、これを賜ることをお願い申し上げます。まことに簡単措辞でございますが、ごあいさつとさせていただきます。よろしくようお願い申し上げます。

○議長(野村 洋君) 以上であいさつを終わります。

池田勝元監査委員は、ご退場願います。

(監査委員 池田勝元君 退場)

◎日程第6 同意第2号

○議長(野村 洋君) 日程第6、同意第2号 固定資産評価審査委員の選任についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

○町長(佐藤克男君) ただいま議題となりました同意第2号 固定資産評価審査委員の選任についてご説明申し上げます。

これまで委員を務めていただいております松山高治氏が本年6月22日をもって辞任されましたので、その後任委員を選任するに当たり、地方税法第423条第3項の規定に基づき議会の同意を求めるものであります。

後任人事につきましては、磯谷俊仁氏を選任したいと思います。同氏は、土地家屋調査士の資格を有し、町内に事務所を開設しておりますことから、固定資産を評価するのに十分な知識と経験を備えており、固定資産評価審査委員として適任であると思われます。同氏の経歴等につきましては、資料ナンバー4を提出しておりますので、ご参照の上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（野村 洋君） これから質疑を行います。ございませんか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから同意第2号 固定資産評価審査委員の選任についてを採決します。

この採決は、無記名投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

（議場閉鎖）

○議長（野村 洋君） ただいまの出席議員数は16名です。議長を除く出席議員数は15名です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条2項の規定によって、立会人に3番、宮本秀逸君及び5番、前本幸政君を指名します。

投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。本件に賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載願います。

なお、森町議会会議規則第84条の規定により、白票は否とすることにします。

（投票用紙配付）

○議長（野村 洋君） 投票用紙の配付漏れございませんか。よろしいでしょうか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱点検）

○議長（野村 洋君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

（投票）

○議長（野村 洋君） 投票漏れございませんでしょうか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

宮本秀逸君及び前本幸政君、開票の立ち会いをお願いいたします。

(開 票)

○議長(野村 洋君) 投票の結果を報告します。

投票総数15票、有効投票数15、無効投票ゼロです。

有効投票のうち、賛成15票、反対ゼロ票。

以上のとおり賛成が多数です。

したがって、日程第6、同意第2号については同意することに決定いたしました。

議場の出入り口を開きます。

(議場開鎖)

○議長(野村 洋君) 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時56分

再開 午前11時58分

○議長(野村 洋君) 休憩前に続き会議を開きます。

以上をもちまして日程第6、同意第2号を終わります。

◎動議の提出

(「議長、動議」の声あり)

○議長(野村 洋君) どのような動議でございますか。

○9番(堀合哲哉君) 議長を除く15人の委員で構成いたします町有地売り払いにかかわる公文書紛失等調査特別委員会の設置を望みたいと思います。よろしくご審査のほうお願い申し上げたいと思います。

○議長(野村 洋君) だれかいますか、賛同者。

(「賛成」の声あり)

○議長(野村 洋君) ただいま9番、堀合哲哉君から議長を除く15人の委員で構成する町有地売り払いにかかわる公文書紛失等調査特別委員会を設置し、これに付託して審査することの動議が提出されました。

この動議は1人以上の賛成者がありますので、成立しました。

◎追加日程第1 町有地売り払いにかかわる公文書紛失等調査特別委員会の設置 動議

○議長(野村 洋君) 堀合哲哉君の町有地売り払いにかかわる公文書紛失等調査特別委員会の設置動議を日程に追加し、追加日程第1として議題にし、直ちに採決いたします。

この採決は起立によって行います。

この動議のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長(野村 洋君) 起立多数です。

したがって、本案については議長を除く15人の委員で構成する町有地売り払いにかかわる公文書紛失等調査特別委員会を設置し、これに付託して審議することの動議は可決されました。

次に、ただいま設置されました町有地売り払いにかかわる公文書紛失等調査特別委員会に対し、地方自治法第98条第1項の規定に基づく検査権を本議会より委任することにしたと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 異議なしと認めます。

町有地売り払いにかかわる公文書紛失等調査特別委員会に対し、地方自治法第98条第1項の規定に基づく検査権を本議会より委任することに決定いたしました。

次に、ただいま設置されました町有地売り払いにかかわる公文書紛失等調査特別委員会の委員長、副委員長の選任を願います。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 0時01分

再開 午後 0時02分

○議長(野村 洋君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

委員長、副委員長が選任されましたので、報告をお願いします。

○15番(黒田勝幸君) 委員長、中村委員、副委員長、小杉委員。

○議長(野村 洋君) ただいま報告されましたように、委員長、副委員長が選任されましたので、ここで報告をさせていただきます。

委員長に10番、中村良実君、副委員長に11番、小杉久美子君が選任されました。

◎休会の宣告

○議長(野村 洋君) これをもちまして平成24年第1回森町議会定例会6月第2回会議に付議されました議件の審議はすべて終了しました。

よって、平成24年第1回森町議会定例会6月第2回会議を終了いたします。

休会 午後 0時03分

以上会議の顛末を記載し、その誤りのないことを証するため、
ここに署名する。

平成24年6月26日

森町議会議長

森町議会議員

森町議会議員